

規約

名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療班（以下「診療班」という。）は、1997年度医学部教授会の承認を受け、1998年度より北アルプスの中部山岳国立公園蝶ヶ岳にある蝶ヶ岳ヒュッテ内に「名古屋市立大学医学部蝶ヶ岳 ボランティア診療所」を設置することを決定した。2000年度に、学生組織はクラブ活動として組織化されて、全学部の活動となった。学生組織は本活動を支える全学的な組織であることから、これを契機に同診療所を「名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所」と名称変更した。診療班は、本規約により、診療班を運営し、また、診療所を運営し、また、その他必要な事項についてもこの規約の方針に従う。

目次

第1章総則（第1条―第3条）

第2章組織（第4条―第11条）

第3章管理業務（第12条―第15条）

第4章雑則（第16条・第17条）

第1章 総則

（目的）

第1条 診療班は、人命救助や健康管理の重要性を認識し、ボランティア医療活動を通じた社会貢献を目指すことを目的とする。また、高地医学、遠隔地医療及び環境保全の研究・教育の場としての意義も有する。

（事業）

第2条 診療班は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山者の疾病治療、高山病予防活動その他治療・予防活動
- (2) 蝶ヶ岳近辺の環境保全
- (3) 前2号に掲げる事項に係る研究・教育
- (4) その他医療活動、社会貢献、研究・教育に関する事業

（構成）

第3条 診療班は、名古屋市立大学の学生、教職員及び卒業生の有志で構成される。

2 班員以外の者及び夏山参加者であっても、診療班員の推薦により班員として登録できる。この際、性別、年齢、国籍、職種は問わない。この登録は、本人の意志により解除することができる。

3 前項に該当する者の入退会は、運営委員会で記録し、これを毎年度確認するものとする。この場合において、その者との連絡が途絶して2年が経過した場合には、診療班は、その

者の班員としての登録を解除することができるものとする。

第2章 組織

(役員)

第4条 診療班に、役員として、代表1名、診療所長1名及び運営委員長1名を置く。

2 役員は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表は、診療班を代表し、診療班の活動を統轄する。
- (2) 診療所長は、蝶ヶ岳ボランティア診療所を代表し、診療業務を統轄する。
- (3) 運営委員長は、代表及び診療所長を補佐し、診療班の活動全般を司る。

3 役員は、幹事会において班員の中から選出された候補者のうちから、総会において承認を得た者とする。

4 役員は、総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(学生代表)

第5条 診療班に、学生から選出される学生代表1名を置く。

2 学生代表の役割は、次条以降に定める診療班の運営に係る各種会議の招集・議長等、学生の意見の統括その他必要な事項とする。

(運営組織)

第6条 診療班に、総会、幹事会、運営委員会及び会計監査を置く。

(総会)

第7条 総会は、診療班の最高議決機関であつて、代表がこれを招集する。

2 総会は、班員をもって構成する。

3 総会は、年1回開催する。ただし、代表が特に必要があると認めるときは、臨時総会を開くことができる。

4 総会は、班員の過半数の出席により成立する。

5 総会の議長は、原則として年度の学生代表とする。ただし、総会の同意が得られる場合には、学生代表以外の者を議長とすることができる。

6 班員は、委任状を提出し、議場委任することができる。

7 議事は、出席者の過半数で決定する。

8 総会は、予算・事業計画の決定、前年度活動実績及び今年度の展望の報告、規約の改正に係る同意等を行う。

(幹事会・幹事)

第8条 幹事会は、総会に次ぐ議決機関であり、診療班の運営方法を決定し、これを班員へ広告する。

2 幹事会は、幹事、学生代表により構成され、運営委員長がこれを招集する。

- (1) 幹事会は、幹事、学生代表の過半数の出席により成立する。
- (2) 議事は、出席者の過半数で決定する。

3 幹事は、5名程度とし、班員の有志のうちから総会で承認された者とする。

- 4 幹事会は、役員候補者を選出する。
- 5 幹事会の議長は、原則として運営委員長とする。ただし、幹事会の同意が得られる場合には、運営委員長以外の者を議長とすることができる。
- 6 代表が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 幹事の任期は、総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会・運営委員)

第9条 運営委員会は、診療班の運営に関し必要な事項を協議するものとする。

- 2 運営委員は、班員の有志とする。
- 3 運営委員会は、毎週1回を常例として開催し、学生代表がこれを招集する。
- 4 運営委員会の議長は、原則として学生代表とする。ただし、運営委員会の同意が得られる場合には、学生代表以外の者を議長とすることができる。
- 5 運営委員会は、活動計画等の診療班に関する事項、班員の入退会の記録等について、提案又はその決定を行う。
- 6 前項の提案及び決定は、運営委員会の会議のほか、蝶ヶ岳メーリングリスト等によって行うことができる。
- 7 議長は、議事録を作成させるものとする。この議事録は、蝶ヶ岳メーリングリストにより、公開・報告される。
- 8 運営委員の任期は、総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(白蝶会)

第10条 別に組織される白蝶会は、診療班への指導・後援を行うものとして、また、第2条の事業を行うために、診療班に対してスタッフ派遣などを行うことができる。

- 2 診療班は、白蝶会の運営等に係る協力を行うものとする。

(会計監査)

第11条 会計監査は、診療班の会計業務を監査する。

- 2 会計監査は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表に意見を提出することができる。

第3章 管理業務

(会計)

第12条 診療班の会計業務は、学生から選出された会計が行う。

- 2 会計の任期は、総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 幹事は、会計を補佐する。

(薬剤・衛生材料管理)

第13条 診療班の薬剤・衛生材料管理業務は、学生から選出された薬剤係が行う。

- 2 薬剤係の任期は、総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 幹事は、薬剤係を補佐する。

(会計年度)

第 14 条 蝶ヶ岳ボランティア診療班の会計年度は、11 月 1 日に始まり、翌年 10 月 31 日に終わる。

(活動経費)

第 15 条 診療班の活動に要する経費は、寄附金、名古屋市立大学医学会助成金、名古屋市立大学からの援金その他の収入をもって充てる。

第 4 章 雑則

(規約の改正)

第 16 条 この規約は、登録されている診療班員の誰もが異議を申し立てる権利を有する。当該申立てがあった場合には運営委員会又は幹事会で討議し、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意で改正できる。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、診療班及びその運営等に関し必要な事項は、総会、幹事会又は運営委員会の議を経て、代表が定める。

附則 この規約は 1998 年 4 月 1 日から発行する。

附則 2004 年 11 月 9 日 一部改正

附則 2005 年 11 月 8 日 一部改正

附則 2014 年 2 月 1 日 一部改正

